

別表第 1 (第 2 条関係)

対象設備	要件
<p>太陽光発電設備 (自家消費型)</p>	<p>ア 助成対象事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。) に基づく固定価格買取制度 (以下「FIT」という。) の認定又は FIP (Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと。</p> <p>ウ 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給 (自己託送) を行わないものであること。</p> <p>エ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)」 (資源エネルギー庁) に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。</p> <p>オ 次の (a) 又は (b) のいずれかを満たすこと</p> <p>(a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合 (業務用: 50%、家庭用: 30%) 以上とすること。</p> <p>(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
<p>ZEH</p>	<p>ア 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅 (建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅をいう。) の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする。</p> <p>イ 交付対象は、事業実施主体が常時居住する住宅であり、専用住宅であること (ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が ZEH の要件を満たすこと。) (事業実施主体が新築戸建建売住宅の販売者となる法人の場合を除く。)</p> <p>ウ 導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業」の例を参考にすること。</p> <p>エ ZEH のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。</p> <p>オ ZEH ロードマップにおける『ZEH』の定義 (次の (a) から (d) を全て満たすこと。) を満たしていること。</p> <p>(a) 住宅の外皮性能は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関</p>

	<p>する法律(平成27年法律第53号)の地域区分毎に定められた強化外皮基準(UA値)が0.60以上であること。</p> <p>(b) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。</p> <p>(c) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。 (売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。)</p> <p>(d) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。</p> <p>カ 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。</p>
高効率照明機器	<p>調光制御機能を有するLEDに限る(ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の照明、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない)。</p>
高効率空調機器	<p>従来の空調機器等に対して30%の省CO₂効果が得られるもの。</p>
高効率給湯器	<p>ア CO₂を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ給湯器で、JIS(日本工業規格)C9220に定める年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上であること。</p> <p>イ アに定める設備又は次項アに定めるコージェネレーションシステムからの更新でないこと。</p>
コージェネレーションシステム	<p>ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が公表する登録機器リストに登録されている製品であること。</p> <p>イ アに定める設備又は前項アに定める高効率給湯器からの更新でないこと。</p>
電気自動車及び充電設備	<p>電気自動車及び充電設備のいずれも導入すること。</p> <p>ア 電気自動車についての要件は次のとおりとする。</p> <p>(a) 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行う電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書(グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方)の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。</p> <p>(b) 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車であること(別表第3の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。)</p> <p>イ 充電設備についての要件は次のとおりとする。</p>

- | | |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>(a) 電気自動車に充電を行うための附帯設備であること。</p> <p>(b) 充放電設備、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし、再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。</p> |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|